

排水設備の設置・水洗トイレへの改造工事費に対して 補助金による助成を行っております。

1. 補助金を受けられる方

以下の要件を全て満たしている方

- (1)町税、国民健康保険税、水道料金、下水道事業受益者負担金、介護保険料、公営住宅の家賃などを滞納していない。
- (2)改造等資金融資あっせん制度を利用していない。

2. 補助金制度の概要

○水洗トイレ工事費の補助金（工事費の対象限度額は50万円）

世帯	使用開始可能区域の指定 から工事完了まで	1年 以内	1年を超え 2年以内	2年を超え 3年以内	3年を 超える
一般世帯		工事費の17% ※補助金の上限： 85,000円	工事費の8% ※補助金の上限： 40,000円	工事費の5% ※補助金の上限： 25,000円	補助金なし
世帯主が高齢者または身体障害者で 町民税非課税の世帯 (母子・生活保護世帯を含む)		工事費の20% ※補助金の上限： 100,000円	工事費の11% ※補助金の上限： 55,000円	工事費の7% ※補助金の上限： 35,000円	補助金なし

※上記の表は、トイレが1基の場合です。

※二世帯住宅やアパートなど、1戸でトイレが2基以上ある場合の工事費の対象限度額は1基目が50万円、2基目以降は1基につき30万円となります。

○排水設備工事費の補助金（工事費の対象限度額は10万円）

世帯	使用開始可能区域の指定 から工事完了まで	1年 以内	1年を 超える
一般世帯		工事費の17% ※補助金の上限： 17,000円	補助金なし
世帯主が高齢者または身体障害者で 町民税非課税の世帯 (母子・生活保護世帯を含む)		工事費の20% ※補助金の上限： 20,000円	補助金なし

※上記の表は、排水設備が1組の場合です。

※1戸で排水設備が2組以上ある場合の工事費の対象限度額は、1組目が10万円、2組目以降は1組につき6万円となります。